

介護保険を利用する住宅改修について

～在宅生活を続けるため、住まいを安全で使いやすく整えましょう～

<対象となる工事>

廊下・階段・浴室やトイレなどへの手すりの設置 スロープ設置などの段差解消
滑り防止などのための床材変更 引き戸等への扉の取替え
洋式便器などへの便器の取替え これらに付帯する工事

事前申請が
必要です

<手順>

①相談

現在困っていること、不安に感じていることをケアマネジャーなどに伝え、どのような住宅改修が適切であるか、ケアマネジャーなどとよく相談しましょう。

利用者の心身の状況や日常生活の動線を考え、杖や歩行器、入浴用手すりなどの福祉用具の利用等もあわせて検討しましょう。



②事前申請(事前申請がない場合は、原則として住宅改修費の支給を受けられません)

住宅改修が必要な理由書(ケアマネジャーなどが作成)・平面図(概略で可)・工事見積書・被保険者証(写)
住宅の所有者の承諾書 着工前の写真(写真内に日付、段差解消の場合はメジャー等を当てる)



③施工・完成

承認通知が市役所から届いたら、被保険者様の身体状況等を見ながら施工業者に連絡し、施工



④事後申請

住宅改修費支給申請書・領収書(原本・被保険者名義のもの)・工事内訳書
・完成後の写真(写真内に日付)【市助成金申請書(助成金を使うかたのみ)】を提出します。

<支給金額>

同一の住宅について、改修費用のうち20万円を上限として、そのうち最大9割(2割負担の方は8割、3割負担の方は7割)を支給します。

(支給額としては、同一の利用者・同一の住宅について最高18万円(2割負担の方は16万円、3割負担の方は14万円)となります。)

- * 範囲内であれば、数回に分けて利用することが可能です。
- * 介護度が著しく悪化した場合は、改めて住宅改修費の支給を受けることができます。
- * **住宅改修に要した費用が、この限度額を超える場合、西尾市独自の助成制度があります。**詳しくは長寿課給付担当までお尋ねください。

<注意事項>

- ・住宅改修は在宅サービスです。ただし、入院中の場合でも退院後の住環境を整える為、特例として事前に申請することができます。その場合、支給申請は退院後になります。退院ができなかった場合や、退院後、想定していた身体状態と著しく異なり、改修が必要なくなった場合等は支給できません。
- ・改修であり、増築・新築は対象になりません。
- ・写真は周りの様子がわかるように(近すぎないように)撮影してください。
- ・被保険者証の住所地でないと認められません(一時的に身を寄せている場合は不可)。

<問い合わせ先>

西尾市役所 健康福祉部長寿課 給付担当 TEL 65-2119 ダイヤルイン

介護保険での福祉用具の利用について

～上手に活用して自分でできることを増やして生活の幅を広げましょう～

貸 与（借りて使う）

<品目>

手すり(工事を伴わないもの)・スロープ(工事を伴わないもの)・歩行器・歩行補助つえ
車いす・車いす付属品・特殊寝台・特殊寝台付属品・床ずれ防止用具・体位変換器
認知症老人徘徊感知機器・移動用リフト(つり具の部分を除く)・自動排泄処理装置

※上記 車いす～移動用リフトは、原則として要支援 1・2、要介護 1 の人は貸与できません。

※上記 自動排泄処理装置は、原則として要支援 1・2、要介護 1～3 の人は貸与できません。



<利用方法>

・ケアマネジャーに相談をして、ケアプランに組み込んでもらいます。

・費用は1割、2割または3割負担です。レンタル料については、福祉用具貸与事業所にお問合せください。

購 入（買って使う）

<品目>

腰掛便座(ポータブルトイレ・補高便座)・自動排泄処理装置の交換部分・簡易浴槽
入浴補助用具(入浴用いす・浴槽手すり・浴槽内いす・入浴台・すのこ・入浴用介助ベルト)
移動用リフトのつり具の部分

【令和6年4月から】

固定用スロープ・歩行器(歩行車を除く)・単点杖(松葉杖を除く)と多点杖

※福祉用具貸与の対象用具のうち上記の福祉用具は購入することができるようになりました。

<利用方法>

・県知事の指定を受けた事業者で購入しましょう。指定されていない事業者
で購入した場合は福祉用具購入費の支給は受けられません。

・パンフレットと領収書(被保険者名義)を添えて申請します。

・年間(4月～翌年3月)10万円を限度として、購入費用のうち最大9割(2割負担の方は8割、3割負担の
方は7割)が支給されます。

・同一品目の購入は原則認められません。



福祉用具を上手に利用すれば、利用者の自立を助け、介護者の負担を軽減し、安全で快適な生活を送ることができるようになります。

しかし、間違った福祉用具の使用は、失敗や事故の危険性も高くなり、さらには自立の妨げにも繋がりがかねません。専門相談員によく相談し、正しく使いましょう。

<問い合わせ先>

西尾市役所 健康福祉部長寿課 給付担当 TEL 65-2119 ダイヤルイン